

高度デジタル社会研究会 2022年度報告書 「デジタル庁への提言」 要約版

研究目的

日本は少子高齢化が進む中、将来の税収の増加は期待できず、国家予算の効果的運用は重要課題である。特に行政の効率化は喫緊の課題であることが、広く認識されている。

しかしながら、2001年のe-Japan 戦略以降進めてきた政府のデジタル化の成果は明らかになっていないままで、理解しがたいことである。

なぜ成果が明らかになっていないのか、エストニアの事例と比較して分析を行い、解決のための方策を「デジタル庁への提言」としてまとめる。

報告書目次案

まえがき

第1章 デジタル社会推進状況

1.1 エストニアの現在の状況

1.2 日本の現在の状況

第2章 デジタル庁に対する期待/提言

2.1 広報力の強化

2.2 開発の進め方

2.3 推進体制

おわりに

まえがき

令和2年12月「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定された。

その「1. まえがき」に、以下の通り書かれている。

「今般の新型コロナウイルス感染症対応において、マイナンバーシステムをはじめ行政の情報システムが国民が安心して簡単に利用する視点で十分に構築されていなかったことや、国・地方公共団体を通じて情報システムや業務プロセスがバラバラで、地域・組織間で横断的なデータの活用が十分にできないことなど、様々な課題が明らかになった。こうした行政のデジタル化の遅れに対する迅速な対処や、データの蓄積・共有・分析に基づく不断の行政サービスの質の向上こそが行政のデジタル化の真の目的である。」

出典 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」

<https://www.city.shijonawate.lg.jp/uploaded/attachment/15914.pdf>

デジタル庁発足により、上記課題に重点が置かれると考えられるが、上記以外の課題も含め課題の整理を行い、課題解決のための提言を行う。

第1章 デジタル政府推進状況

エストニアと日本のデジタル政府構築の経緯と推進状況を紹介する。

1.2 エストニアの現在の状況

(1) エストニアのデジタル政府推進の歴史

1991年 独立回復

1998年 「エストニア情報ポリシーの原則」採択 / 政府ポータルサイトを開設

2000年 「電子署名法」の施行

2001年 データ交換レイヤーX-Road 開始

「情報公開法(Public Information Act)」の施行

2002年 eIDカードの発行開始

2004年 「エストニア情報ポリシーの原則2004～2006」

「エストニア相互運用フレームワーク」

2006年 「エストニア情報社会戦略2013」

2013年 「エストニア情報社会戦略2020」

2021年 「エストニアデジタル社会 2030」

(2) エストニアのデジタル政府の状況

① デジタル政府推進体制について

- ・ 経済通信省の中で情報システムの専門家を政府CIOに据え、デジタル政府のを推進している。
- ・ 経済通信省の担当は、官学民が参加する情報協議会を運営し推進方針を協議する場を運営するほか、他の省庁との打ち合わせの場、地方自治体との打ち合わせの場を運営し、共通基盤等に関する調整を行っている。なお、経済通信省は共通基盤の構築運営を担当し、他省庁は関係するサービスの開発を担当している。

② デジタル政府構築方法について

- ・ 2000年代は中期(7年)戦略を作成し、開発を進めた。
- ・ まず、X-Road、eIDカードの発行、DB(データベース)の管理など、セキュリティ関連等のICT共通基盤の整備を優先して行った。

2001年 : データ交換レイヤーX-Road 開始

2002年 : eIDカードの発行開始

2008年 : RIHA 開始 現在1300以上のDBカタログを管理

- ・ ICT共通基盤があるため、応用システムの開発負荷が低くなったこともあり、現在では離婚届けを除き、すべての申請はネットを通じて行える。

- ・ 利用者の利便性をはかるため、2022年よりAI(Burocratt)を導入している。

③ デジタル政府構築の説明責任について

- ・ 2000年代は中期(7年)戦略を作成した。1996-2013は、毎年報告書が発行されている。

(デジタル政府の構築がひと段落したため、2013年以降は発行されていない)

- ・ 現在は、e-Estoniaサイト(<https://e-estonia.com/>)でデジタルガバメントに関する最新の情報を公開している。

- ・ 達成度評価として、各応用システムの利用状況、及び満足度評価を実施している。

- ・ デジタル政府のシステム構成、特にセキュリティに関する部分を公開しているので、国民の不安は少ない。

1.3 日本の現在の状況

(1) デジタル政府推進の歴史

- 2000年 「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」
- 2000年 「電子署名法」の施行
- 2001年 「e-Japan戦略」
- 2006年 「IT新改革戦略」
- 2009年 「i-Japan戦略2015」
- 2010年 「あらたな情報通信技術戦略」
- 2013年 「世界最先端IT国家創造宣言」
- 2015年 「世界最先端IT国家創造宣言・改定」
- 2016年 マイナンバーカード発行開始
- 2017年 情報提供ネットワークシステム(マイナポータルサービス開始)
- 2020年 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」
- 2021年 「デジタル社会形成基本法」
デジタル庁発足
「デジタル社会実現に向けた重点計画」

(2) 日本のデジタル政府の状況

① デジタル政府推進体制について

- ・ 2021年9月にデジタル庁が発足し、情報システムの専門家をデジタル監に据え、デジタル政府を推進している。
- ・ デジタル庁は共通基盤の構築運営を担当し、他省庁は関係するサービスの開発を担当している、と思われるが、デジタル庁の担当分野は広く、他の省庁との役割分担がどこまで明確になっているかわかりにくい。特に、共通基盤等に関しては、他省庁、地方自治体との調整をどの様に行っているかはわかりにくい。

② デジタル政府構築方法について

- ・ 2000年代は共通基盤を先行して構築するといった意識はなく、省庁・地方自治体ごとデジタル化を進めていた。
- ・ 2016年にマイナンバーカード発行が発行するなど、共通基盤の構築に意識が向いてきた。
- ・ 国民ID番号制度については、税と社会保障番号(マイナンバー)は定着しているが、医療、教育等の分野の個人番号制度の導入については、確定していないと思われる。
- ・ デジタル庁になり、情報連携基盤、国民番号体系、DB(データベース)の管理、セキュリティ関連等のICT共通基盤の検討が進んでいると期待される。
- ・ 行政サービスシステムについて、ほとんどの市民サービスでは、書類の提出が必要である。

③ デジタル政府構築の説明責任について

- ・ 情報白書は毎年総務省から発行されているが、デジタル政府の進捗状況の報告書は毎年発行されていないと思われる。
- ・ 国民の中に国民番号制度の導入にいまだに不安な人がいるが、彼らを納得させる説明がないと思われる。
- ・ 各応用システムの利用状況、及び満足度評価をどのように行っているか不明。

第2章 デジタル庁に対する期待/提言

日本の行政のデジタル化の遅れは「デジタル敗戦」と言われ始めている。政府が20年前に「5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す」とする戦略があった。これがいまだに達成できていない理由として、「組織の壁」、「縦割り行政」を口にする人は多い。その他、デジタル化に関する政治家の意識を課題に挙げる人もいる。確かに、意思決定の遅さは、ここに起因するかもしてない。

ここでは、提言としてエストニアの進め方と大きく異なる以下の3点に絞る。

- ・ 広報力の強化/国民への説明の問題
- ・ 計画的なシステム構築
- ・ 推進体制の構築

2.1 広報力の強化

(1) デジタル政府の共通基盤について説明すべき

マイナンバーをはじめとする国民番号制度、個人情報管理の活用方法、個人情報へのアクセス記録の管理方法などの技術的な説明資料を作成し、多くの国民がマイナンバーカードの安全性/利便性について、理解を進める努力をする。

このためには、情報システムのわかる広報官を置くことが望まれる。

(2) デジタル政府の構築状況について毎年報告すべき

デジタル政府推進に係る進捗状況、利用状況を毎年報告書としてまとめるべきである。

デジタル庁の負担を軽減するためには、デジタル庁が担当すべきは共通基盤の整備状況とし、応用システムについては、各省庁の報告書を紹介するにとどめる。

(3) すべて公開する

実証実験を行ったにもかかわらず、実運用されないシステムを含めて、実施したことは全て公開し、失敗した場合は、原因分析を含め、失敗をオープンにして、次に向けた検討の材料にするべき。

2.2 計画的なシステム構築

(1) 計画性のある開発

中期計画を立て、単年度の開発計画を見直し、複数年度の開発計画を取り入れるべき。また、デジタル庁内の短期の人事異動は避け、技術力の蓄積を図るべき。

(2) 目的、目標を明確にする(検証できること)

中期計画を立てる際に、数値化できる開発目標、利用目標を立て、目標に向かって、開発、改良、利用支援を行い、毎年の報告で、達成状況を数値で報告する。

例えば、デジタル化の数値目標として、各省庁の書類の削減も簡単にできるわかりやすい指標である。

(3) デジタル社会の構築を優先

IT分野では、次々とバズワードが生まれるが、バズワードを追いかけるなどの調査研究をメインにしない。

2.3 推進体制の構築

(1) デジタル庁の中核に、大規模情報システムのシステム設計の経験者を入れるべき

日本のデジタル政府のシステム構成を整理するためには、全体を把握できるシステムの専門家が必要である。デジタル監がその役割としてあるのならば、理想とする日本のデジタル政府の構成を公開すべきである。また、理工系研究者の登用は、技術検討分野にとどめるべきである。

(2) 業務を熟知している人を企画段階で参加させるべき。

各省庁、地方自治体の業務を熟知している人を、共通基盤を検討する段階から参加すべきであり、使いやすいシステムの構築を心掛けるべきである。

(3) 決定の仕組みを明確にする

多くのWGを立ち上げて議論を行うことは重要であるが、デジタル行政の共通基盤など多くの組織に係るところは、意見がまとまらなくても議論が出尽くした時点でトップダウンで決めてくれたほうが、各組織が対応しやすい。

おわりに

デジタル庁の発足に伴い、日本のデジタル政府の現状の理解を進めることを考えた。

まず感じたのは、エストニアと比べてデジタル庁が発信する情報が理解しにくいことである。

エストニアのデジタル政府の状況は、毎年発行される白書を確認すれば把握することができた。総務省が出す情報白書はあるが、デジタル政府の推進に関する記述は少なく、エストニアのように、デジタル政府の推進を主題としたものは見当たらなかった。

デジタル庁の発足を機会に、国民も協力して「5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す」を進めたいと願っている。